

不動産・相続サポート通信

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

田
10月号
Vol. 7

誰にでも関係のある

「相続」について、考えていきましょう！



⑦ 「法定相続分」どおりに分割しなければいけないの？

法定相続分とは、民法に定められた法定相続人に対する相続分(相続割合)をいいます。

それぞれの順位ごとに、相続分が決められています。

配偶者は常に相続人となり、その他の相続人については、第一順位：子供、第二順位：父母、第三順位兄弟になります。

【相続の割合】

相続人	相続人の法定相続分			
	配偶者	子供	父母	兄弟
配偶者のみ	1	—	—	—
配偶者と子供	1/2	1/2	—	—
配偶者と父母	2/3	—	1/3	—
配偶者と兄弟	3/4	—	—	1/4
子供のみ	—	1	—	—
父母のみ	—	—	1	—
兄弟のみ	—	—	—	1

それぞれの順位に複数人いる場合には「各順位の相続割合÷人数」で、相続分が計算されます。

例えば、配偶者と子が3人いる場合の相続分は・・・

→ 配偶者 1/2、子 $1/2 \times 1/3 = 1/6$ となります。

「法定相続分どおりに行けないのですか？」と質問をいただくことがありますが、答えは「NO」です。

遺産分割協議においては、法定相続分に関わらず、相続財産の分割が可能です。

協議次第では、すべての財産を相続人の1人が相続することも可能です。

相続税の計算においては、法定相続分どおりに分割してしまうと結果としてトータルの税負担が増えてしまうことがあります。

一方、法定相続分による分割をしなければいけないケースとしては、遺産分割協議がまとまらなかったケースがあげられます。相続人同士の協議で合意ができないことから、民法に定められた相続分を基準に遺産分割することになります。



*次回は・・・

⑧「遺言書の作成」についてお伝えします。

ラジオ CM で話題! ?

滝沢の滝野さんの保険あれこれ



滝沢の滝野です!
(2人います)

今回は「**コロナ保険**」についてのおはなし・・・

2020年1月に中国 武漢で新型コロナウイルスが発生してから間もなく3年が経過しようとしています。

ここまで大流行するとは誰が予想出来たでしょうか。

現在では陽性者は7日間の自宅療養等を強いられています。

その間はお仕事が出来なく、収入源や自宅にいていつも以上に食費がかかり、金銭面で苦しんでいる方が非常に多いです。

そこでコロナ保険の出番です。

万が一コロナの陽性判定を受けた場合に、20万円が給付されます。

0歳～85歳までが入れます。

保険料もご年齢と性別によりますが、毎月1,000円～と非常にお手頃かと思います。

この機会に、現在の保険だとコロナになった場合にどのくらいの給付金があるか確認してみてください。

皆様がコロナ感染により金銭面で苦しい思いをしないようお手伝いします。

～滝沢の滝野の紹介～

相談件数は年間600名以上
ユニバーサルライフ株式会社 岩手支社
岩手県滝沢市鶉飼八人打2-8
TEL: 019-692-3974
副支社長 滝野 克(まさる)



9月11日(日)に矢巾町のやはぱーくにて、『**不動産終活セミナー**』を開催しました。

テーマは「自宅の終活と住み替えの仕組み」と「人生を豊かにする片づけのすすめ方」でした。参加者様からは、将来への考え方、気づきや意識を持つことができましたとのことのお言葉をいただきました。

これからもさまざまなテーマで、セミナーを開催させていただきますので、よろしくお願いいたします!

不動産・相続サポート ホームページで是非ご覧ください!!

サポート担当 : 高橋



<セミナーの様子>



不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを!

不動産・相続 サポート

百万石建設株式会社 建築事業部
〒028-3615
岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手 会員
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員
宅地建物取引業 岩手県知事(7)1790号

お気軽にお電話ください。
TEL.019-697-1500

不動産・相続
サポート
ホームページ



メール
登録



ライン
登録

